

第64回 山形県中学校総合体育大会（夏季大会）基本要項

（地域クラブ活動の参加に関わる部分について抜粋）

2023. 12. 15

7 参加資格

- (1) 学校教育法第1条に規定する中学校*かつ本県中学校体育連盟加盟校に在籍する生徒で、競技要項により大会資格を得、校長が参加を認めた者。
※ 本連盟では、「中学校」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部とする。
- (2) 一連の大会（県中総体（予選会を含む）から全国大会まで）の参加者は、全競技を通じて一人一競技の参加とする。ただし、スキーについては特例として兼ねることを認める。
- (3) チーム編成については学校単位とするが、団体競技において単独チーム編成困難校については、「救済措置」の趣旨から「山形県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程」に基づき複数校合同チームの参加特例を認める。
- (4) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。
- (5) 各単位中体連からの出場数については、競技別実施要項による。
- (6) 参加資格の特例 下記参照

8 引率者及び監督等

- (1) 学校においては引率者・監督は、当該校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項を満たしていなければならない。
※ ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
- (2) 外部・校外コーチは当該校の校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。また、団体**競技**においては、同一人が複数校・複数チームの外部・校外コーチにはなれない。
- (3) その他の団体において、同一競技内において、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で監督、コーチとして登録できるチームは1校（チーム）のみであること。
- (4) 地域クラブ活動における引率者及び監督は、当該チームの責任ある代表者または指導者とする。
- (5) 本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・コーチ・トレーナー等は、活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。また、地域クラブ活動においても、指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は、参加を認めない。
- (6) 外部・校外コーチを帯同する場合は、所定のコーチ確認書（校長承諾書）を申し込みの際にブロック実行委員会に提出する。

「参加資格の特例」

- ① 学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

② 地域クラブ活動に所属する中学生

地域クラブ活動に所属し、各競技団体等に参加を認可された生徒、もしくは推薦された生徒であること。ただし、各競技要項に記載してある細則に従うこと。

③ 参加を希望する各種学校・地域クラブ活動は、以下の条件を具備すること。

ア 山形県中学校総合体育大会の参加を認める条件

(ア)山形県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

(イ)生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（山形県内の中学校に在籍している生徒であること）。

(ウ)参加を希望する各種学校にあつては日常継続的に当該顧問教員の指導のもとに、また地域クラブ活動にあつては日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

(エ)『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

(オ)当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で山形県中学校体育連盟に登録していること。(②のみ対象)

(カ)予選会となるすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

(キ)地域クラブ活動で中学校体育連盟主催大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。(②のみ対象)

※ 一連の大会期間中（県中総体(予選会を含む)から全国大会まで）の参加区分の変更は認めない。（7 参加資格（2）を前提とすること）

イ 山形県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件

(ア)大会開催基準、基本要項、各競技要項を守り、出場する競技の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(イ)大会参加に際して、各種学校においては責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が、地域クラブ活動においては責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(ウ)大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(エ)団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームは参加できない）。(②のみ対象)

ウ チーム編成の条件（東北中体連での取決め）

(ア)団体競技(種目)に参加する際には、同一県内中学校に在籍する選手でチーム編成することとし、県境を越えたチーム編成は認めない。

エ 参加を認めない場合

(ア)予選を含めた大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 上記特例②以降について、令和5年4月1日より適用する。

※2 上記特例②以降については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 上記特例②以降については、今後も検討を続けていく。